

# 公益財団法人日本ハンドボール協会 登録規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の加盟団体である、各都道府県のハンドボール競技を統括する団体（以下「各都道府県協会」という。）、及び、各ハンドボール連盟（以下「各連盟」という。）を構成するチーム、及び、個人の登録（以下「登録」という。）について定める。

## (義務)

第2条 本協会の各都道府県協会、及び、各連盟を構成するチームは、この規程の定めるところにより、そのチーム、及び、個人を本協会に登録しなければならない。

2 ただし、中学校、中学生、及び小学生については、別に定める。

## (区分)

第3条 本規定によるチームの区分、個人は、次のものとする。

### チーム

一般L 日本リーグ、及び、すべての大会に参加資格がある。

一般A 日本リーグ以外のすべての大会に参加資格がある。

リージョナル 都道府県協会主催の大会にのみ参加できる。

### 大学

高等専門学校

高等学校

中学校、及び、中学生

小学生

### 個人

本規程において個人とは、本協会、各都道府県協会、または、各連盟が主催、共催する大会に、競技者として参加する者をいう。

個人とは、選手、及び、チーム役員を指す。

個人は、チームに所属していなければならない。

ただし、本規程による個人登録がなされていなくても、本協会は、日本代表チームの選手として（ジュニアを含む。）推薦、指名することができる。

## (登録の手続き)

第4条 登録を申請しようとする者は、本協会の所定の登録用紙3部に必要事項を記入し、1部を控えとして手元に保管し、2部に所定の登録料を添えて、チームが所在する各都道府県協会に、指定する期日までに提出しなければならない。

各都道府県協会は、各チームより提出された登録用紙を確認、捺印の上、1部を控えとして手元に保管し、1部を一括して、登録金、及び、別に定められた納付金と共に、本協会に納入しなければならない。

## (登録)

第5条 本協会は、第4条の申請があったとき、当該チーム、及び、当該申請者を、チーム、及び、個人として登録するものとする。

2 原則として、登録年度内における、チーム名の変更は認めない。

## (重複登録について)

第6条 個人の登録の選手は、1つのチームまでとする。

チーム役員は、複数のチームに登録できる。ただし、登録料はそれぞれにかかるものとする。チーム役員の大会エントリーについては別に定める。

## (国民体育大会、その他、特別の選抜チームの登録)

第7条 国民体育大会、その他、特別の選抜チームの登録については、別に定める。

## (外国人の登録)

第8条 チームは、外国籍の外国人を登録することができる。登録申請時に外国協会に登録していた個人（選手）は、所定の手続きとして国際ハンドボール連盟、または、アジアハンドボール連盟発行の移籍証明書を添付して登録しなければならない。

（申請の期間）

第9条 登録の申請は、毎年4月1日から5月31日までの間に行うものとする。

（有効期間）

第10条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（追加登録）

第11条 登録締め切り後のチーム、及び、個人の登録は、次の場合に限り、認められる。

- 1 チームを新設したとき。  
いつでも申請手続きをし、登録することができる。
- 2 個人を追加登録するとき。  
個人の追加は、申請があれば、審査の上、隨時登録ができる。

（登録の拒否及び取り消し）

第12条 チーム、及び、個人登録申請書に虚偽の記述があった場合、または、申請者に、本協会に登録する者としての品位を汚すような行為、その他がある場合は、調停・裁定委員会で審議の上、登録を拒否すること、あるいは、取り消すことができる。

（登録金）

第13条 本協会に係わる登録金は、別に定める。

（大会の参加資格）

第14条 本協会に登録していない者は、本協会、各都道府県協会、または、各連盟が主催、共催する大会に、選手、または、チーム役員として参加することができない。  
ただし、個人で指名された日本代表チームの選手（ジュニアを含む）として、試合に参加するときは、この限りでない。

（登録抹消）

第15条 登録したチーム、及び、個人が、年度内にその活動を停止したときは、当該チームの代表者が、所定の用紙により各都道府県協会を経由して、速やかに、本協会に該当事項の登録抹消の手続きをとらなければならない。  
本協会が、登録抹消届を受理した日をもって、登録の効力を失う。

（移籍）

第16条 個人（選手）は、登録したチームから別の登録チーム、あるいは、新たに登録しようとするチームに移籍することができる。

（移籍証明書の発行）

第17条 本協会に登録した個人（選手）が、外国のチームに入籍しようとするとき、本協会は、本人の申請により、所定の移籍証明書を発行することができる。ただし、当該者が、日本代表選手として選抜されるときは、日本代表チームに参加しなければならない義務を負う。

（登録証）

第18条 本協会に登録した個人に、登録証を発行する。各大会代表者会議において、登録証によって資格を審査する。

- 2 各試合は登録証により個人を特定する。

(調停・裁定)

第19条 本規程に関する紛争、または、解釈、運用に疑義が生じた場合は、調停・裁定委員会で審議の上、調停、裁定するものとする。

2 調停・裁定委員会については、別に定める。

(罰則)

第20条 本規程に違反した場合は、懲罰委員会に諮り、懲罰する。

(改正)

第21条 本規程の改正は、本協会寄付行為第26条における、常務理事会の審議を経て、理事会で決定する。

附則

この規程は、平成6年2月12日から施行する。

この規程は、平成7年2月4日から一部改正して施行する。

この規程は、平成8年4月1日から一部改正して施行する。

この規定は、平成11年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正して試行する。